

農地の無断利用を防ごう！

～農地の売買・貸借・転用には許可が必要です～

農地を宅地、駐車場、進入路、資材置場等の農地以外のものにする（転用）には、町長の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません。（農地法第4条、第5条）

また、農地に桜やクヌギを植林する場合も許可が必要です。

ただし、自己所有の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や、2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合等は、許可が不要です（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください。）

農地転用の手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

① 町長の許可 （農地が4ヘクタール以下の場合）

町長の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して町に提出してください。

② 農林水産大臣の許可 （農地が4ヘクタールを超える場合）

農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

なお、この場合は、許可申請に先立ち事前審査を受けることができます。

農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

① 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用地区域内にある農地や集団的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。（農用地区域の確認は、農林課へお問い合わせください）

② 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

許可なく貸借や転用をしたら？

許可を得ず、また、届出をせずに農地を利用すると耕作権の保護や権利移転などの法律行為が無効になります。また、農地法に違反することになり、違反転用の場合は町長が工事の中止や原状回復などを命ずることができます。

農地の権利移転や転用に係る許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地に関する手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

■問い合わせ 周防大島町農業委員会（農林課内） ☎0820（79）1002